第百二十九号議案

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池

百

合

子

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職 員 0) 分 限 に 関 す る条 例 昭 和 一十六年 東京都 条例: 第 八 + 五号) 0) 部 を次 0) ように改正する。

を除く。以下同じ。)」を加える。

第

条

中

反する

休

職

及

び

降

給

0)

下に

地

方公務員

法

(以 下

法

と と

う。

第二

八条の二第

項

0)

規

定

よる

第二条第一 項 中 地方公務員 法 以 下 法 とい · う。 __ を 法 に、 外 を ほ か K 改 め

第 兀 [条第一 項 中 第二十 八条の Ħ. 第 項 を 「第二十二条の 几 第 項 に 改 める。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、 法第二十八条の二 第 項 0) 規定に ょ る 降 任 K 関 す る 事 項 は、 人事 委員会規 則 で 定 め

附則に次の一項を加える。

2 職 員 0) 給与に 関する条例 昭昭 和二十六年 東 京 都条例 第 七十 五. 号) 附 則 第 + 項、 学 校 職 員 の給 与に 関 する 条 例 昭 和 +

年 東 京 都 条例 第六十八 号) 付 則 第 九項又は東京 都公営 企 業職 員 0) 給 与 0) 種 類 及び 基 準 K 関す る 条例 昭 和 <u>二</u> 十 八 年 東 京都

例 第 + 九 号) 附 則 第 兀 項 0) 規 定 0) 適用を受け る 職 員に 対 する 第 条 0) 規 定 0) 適 用 13 0 11 て は、 当 分 0) 間、 同 条 中 0) 規 定 13

ょ る 降 . 給 二 とあ る 0) は、 職 員 0) 給与に関す る 条例 昭 和 二十六年 東 京 都 条 例 第 七 + 五号) 附則 第十 項、 学 校 職 員 0) 給 与

例 13 関 する 昭 和二 条例 + 八年 昭 -東京都 和三十 条例第十 年 東 京 -九号) 都 条例第六十八 附則 第 几 号) 項 0) 規定による降 付 則 第 九 項 及び 給 東 京都 とする。 公営 企 業 職 員 0) 給 与 0) 種 類 及び 基 準 に 関 す Ź

第百 二十 九号議案 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

附則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 員の分限に関する条例第四条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。 第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職 地方公務員法の一 部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項 (これらの規定を同 法附則

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)の施行等に伴い、 規定を整備する必要がある。